

(8) 教職員定数の確保

イ 必要性

東日本大震災による被害から学校教育活動を再開するにあたっては、県全体として教職員の追加的な措置が必要であり、児童生徒に対するきめ細かなケアができる体制を確保するなど、被災地域の学校運営に支障が生じないよう対応する必要があった。

ロ 対応

(イ) 国への加配要望等

各市町村教育委員会等の要望や被災状況を踏まえ、平成23年4月15日付けで教職員の加配措置を講ずるよう国に対し要望した。

義務教育諸学校については、養護教諭22人を含む教員216人の要望を行い、平成23年4月28日付けで要望数どおりの加配定数が措置された。

なお、校種別の加配定数措置状況は下表のとおりである。

	教諭	養護教諭	計
小学校	128	14	142
中学校	62	8	70
特別支援学校	4		4
合計	194	22	216

また、被災に伴う事実上の就学等により受け入れた児童生徒についても在籍者とするなど、弾力的な対応について国に対し要望を行い、当該児童生徒については、転学先の学校において教職員定数算定のための標準学級数等の算定に含まれることとなった。

(ロ) 職員定数条例の改正等

国において措置された加配定数分について、「職員定数条例」の改正が必要となったことから、関係各課と調整し知事専決により条例の改正を行った。

(ハ) 加配方針の策定と定数配当等

平成23年4月27日に「[東日本大震災における教職員定数加配方針](#)」を定め、当該加配方針に基づき調整を行った上で、要望のあった各市町村教育委員会に対し定数の配当を行った。

なお、「[東日本大震災における教職員定数加配方針](#)」については、平成23年4月25日に開催された臨時教育事務所長等会議や、平成23年4月25日に開催された平成23年度市町村等教育委員会教育長・総務担当課長会議において、趣旨等についての説明を行い周知徹底に努めた。

(ニ) 学校事務職員の加配

学校教育活動の正常化に向けて、破損・流出した備品等の整備、校舎の改修等業務の大幅な増加、また、被災により、経済的理由から就学困難となった児童生徒の急増に伴う事務処理が増加したことから、要保護・準要保護等の児童生徒数が一定の基準を超え、定数加配の要件を満たした学校等に、市町村教育委員会からの要請に基づき、事務部門強化のための学校事務職員の加配を順次配当している。

(平成24年2月29日現在／小学校25校25人、中学校17校17人)

ハ 課題

震災に伴い必要となる教職員加配定数の算定においては、短い期間で災害の規模や状況等に応じた適正な判断が求められる。このため、通信手段の確保が困難な中で、いかに正確な情報を早期に把握するかが重要であるとともに、必要となる事務手続きに係るマニュアルの整備等が必要である。